

## 志布志市ふるさと納税チャレンジ補助金募集要領

志布志市では、新たな地場産品の創出が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、令和4年度志布志市ふるさと納税チャレンジ補助金事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)を、以下の要領で募集します。応募に際しては、志布志市補助金等交付規則(以下「規則」という。)も併せてご確認ください。

### 1 目的

この補助金は、本市におけるふるさと納税を活用した地域資源のPR及び地域の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が疲弊するなか、事業者の事業継続や生産性向上、地場産品の販路開拓に寄与することを目的とします。

### 2 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者は、原則本市に本社若しくは支店等のあるふるさと納税返礼品提供事業者または提供事業者となる見込みのある者。ただし、補助金交付後ふるさと納税推進事業に補助金交付後最低3年間は参加することし、当該3年間の間に何らかの理由で参加できなくなった場合は、補助金返納となる可能性があります。

### 3 補助対象事業及び経費

補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業とし、対象経費は次のとおりとする。

(1) 地場産品の新たな開発等に係わる事業とそれに伴う各種許認可及び届出の取

得費、成分分析、検査費用などの手数料及び当該事業に必要と認められる機械及び設備の購入費（人件費、食糧費は含まない。中古機械は認めない。）

ただし、既存の機械及び設備の単なる更新は認められませんので、新規返礼品の開発や既存機械及び設備の能力アップによる製造量が増えることを条件とする。（事業計画書の作成）

また、事業決定通知以前に事業に着手したものについては、補助対象経費に含まれませんのでご注意ください。

#### 4 補助金交付の内容

##### (1) 事業実施期間

令和4年7月1日～令和5年2月28日

※補助対象経費は、上記期間中に執行された分に限ります。

##### (2) 補助率・補助額

補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限額とします。

ただし、先着及び予算の範囲内での補助金交付となるため、申請状況によっては上限額が変更となる場合があります。

##### (3) 補助要件

2及び3に掲載する、補助対象者及び補助対象事業及び経費について補助します。また参考見積価格80万円（税込み）以上の機械類の契約については、志布志市契約規則に準じて入札等を実施することとし、業者選定については、競争入札とすること。

##### (4) 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後精算払となります。ただし、市長が必要と認める場合は概算払ができるものとします。

##### (5) 補助額の確定方法

事業終了後、補助対象者より提出いただく実績報告書に基づき、補助金の額を確定します。

補助額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

#### (6) 財産処分の制限

交付決定者は、補助対象事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。

なお、償却資産については税申告を行っていただきますが、港湾商工課からも税務課へ通知を行いますので予めご了承ください。

#### (7) 関係書類の保管

交付決定者は補助金に係わる経費について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌日から起算して5年間保管しなければならない。また、市長はその期間必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

当該補助金にて導入した機械等の使用については、設備（機械）について稼働状況を把握するため取得後3年間の運転日誌をつけることとします。

#### (8) その他

本補助金に係る交付決定等に係る各種手続き等については、本募集要領のほか、志布志市補助金等交付規則に定める規定を遵守し、実施します。

## 5 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：令和4年7月1日

募集締切日：令和4年8月15日

(2) 申請書類

申請様式に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

ア 補助金等交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画（実績）書（様式第2号）

ウ 収支予算（決算）書（様式第3号）

エ その他参考書類（参考見積書 1 社分、許認可・届出についてはその手数料等のわかる書類など）

※申請書等については、志布志市HPからもダウンロードが可能ですのでご確認ください。提出についてはふるさと納税係のメールでも構いません。参考書類については、PDFなどで添付をお願いします。

(3) 提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお応募書類は返却しません。

(4) 申請書類等の作成費は経費に含まれません。

(5) 申請書類の提出先

港湾商工課シティセールス室ふるさと納税係

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

T E L 0994-473-1178（直通）

F A X 099-473-2203

E-mail furusato-kokorozasi@city.shibushi.lg.jp

## 6 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、港湾商工課シティセールス室ふるさと納税係にて審査し、

決定するものとします。

## (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項目	概要
① 資格要件	・参加資格及び補助対象者の要件を満たしているか
② 新規性・独自性	・従来の商品と比較して、新規性や独自性があるか
③ 実現可能性	・補助対象事業を実施する上での知識・経験が十分であるか否か ・補助対象事業を実施する体制等が適正であるか
④ 即時性	・できるだけ早期にふるさと納税の拡充・安定化の獲得に寄与するものであるか
⑤ 波及性	・補助対象事業の実施による新規雇用の創出や新規販路開拓拡大など、ふるさと納税の拡充・安定化だけでなく、地域経済への波及に寄与するものであるか

## (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請書については、志布志市が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、該当申請者に対しその旨を通知します。

また、審査内容及び結果について、異議は一切認められないことにご留意ください。

## 7 スケジュール（予定）について

当該補助金事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する場合がありますことにご留意ください。

日 程	内 容
令和4年7月1日～ 令和4年8月15日	募集 ※締切：8月15日17:00必着
令和4年8月下旬から8月末	審査
令和4年9月上旬	採択結果の決定及び通知

## 8 問い合わせ先

港湾商工課シティセールス室ふるさと納税係

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

T E L 099-473-1178 (直通)

F A X 099-473-2203

E-mail furusato-kokorozasi@city.shibushi.lg.jp